

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

【令和5年4月1日現在】

[単位：円]

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等 1人1ヵ月当たり (畳1畳につき)	その他
	1人1ヵ月 当たり	1人1日 当たり	1人1日当たり				
			朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ		
北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時価
青森県	21,900	730	180	260	290	1,040	時価
岩手県	22,200*	740*	190*	260	290	1,110	時価
宮城県	21,900	730	180	260	290	1,520	時価
秋田県	21,900	730	180	260	290	1,110	時価
山形県	23,100*	770*	190	270	310*	1,250	時価
福島県	22,500	750	190	260	300	1,200	時価
茨城県	21,900	730	180	260	290	1,340	時価
栃木県	22,200*	740*	190*	260	290	1,320	時価
群馬県	21,900*	730*	180	260*	290	1,280	時価
埼玉県	22,200	740	190	260	290	1,810	時価
千葉県	22,500	750	190	260	300	1,760	時価
東京都	23,100	770	190	270	310	2,830	時価
神奈川県	22,800	760	190	270	300	2,150	時価
新潟県	22,200	740	190	260	290	1,360	時価
富山県	22,800*	760*	190	270*	300	1,290	時価
石川県	23,100	770	190	270	310	1,340	時価
福井県	23,400*	780*	200	270*	310	1,220	時価
山梨県	21,900*	730*	180*	260	290	1,260	時価
長野県	21,300	710	180	250	280	1,250	時価
岐阜県	21,900*	730*	180*	260	290	1,230	時価
静岡県	22,200	740	190	260	290	1,460	時価
愛知県	21,900	730	180	260	290	1,560	時価
三重県	22,500	750	190	260	300	1,260	時価
滋賀県	22,200*	740*	190*	260	290	1,410	時価
京都府	22,800*	760*	190	270*	300	1,810	時価
大阪府	22,200	740	190	260	290	1,780	時価
兵庫県	22,500*	750*	190	260	300*	1,580	時価
奈良県	21,600	720	180	250	290	1,310	時価
和歌山県	22,500	750	190	260	300	1,170	時価
鳥取県	22,800	760	190	270	300	1,190	時価
島根県	22,800	760	190	270	300	1,150	時価
岡山県	22,500	750	190	260	300	1,360	時価
広島県	22,800*	760*	190	270*	300	1,410	時価
山口県	23,100*	770*	190	270	310*	1,140	時価
徳島県	22,800	760	190	270	300	1,160	時価
香川県	22,500	750	190	260	300	1,210	時価
愛媛県	22,500	750	190	260	300	1,130	時価
高知県	22,800*	760*	190	270*	300	1,130	時価
福岡県	21,900*	730*	180	260*	290	1,430	時価
佐賀県	21,900	730	180	260	290	1,170	時価
長崎県	22,200	740	190	260	290	1,150	時価
熊本県	22,500	750	190	260	300	1,150	時価
大分県	22,200	740	190	260	290	1,170	時価
宮崎県	21,300*	710*	180	250	280*	1,080	時価
鹿児島県	22,200*	740*	190	260	290*	1,110	時価
沖縄県	23,400*	780*	200*	270	310	1,290	時価

※価額右横の“*”マークは令和5年度から変更される価額です。

1. 現物給与の価額の適用にあたっては、原則として被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
2. ≪食事≫…上表の額の3分の2以上が負担している場合は、現物による食事の供与は無いものとして取り扱います。
3. ≪住宅≫…価額の算出は、居住用の室を対象とします。
 - ・対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分
(玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)
 - ◎洋間は広さを畳敷きに換算（畳1畳1.65㎡）◎ダイニングキッチンには台所部分を除き換算